

り全会一致で第五を先に上程する旨決定する

一 日程第五 火井場買収について

一 議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一 町長 先般来、高橋議員、外各位と共に交渉中であつた火井場は地理的条件や各町村住民の意見等を考へて瑞穂町、西多摩村とも話合を進めていたが、先んじて承諾されたので、共同を旨とする事になったが登記等の関係から三ヶ町村で議決をすることにまつた

一 議長(田村利一) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致で原案通り決定する旨を告げる

一 日程第三 町村一部事務組合の設置について

一 議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一 町長 議案第五で申上げたが、福生、瑞穂、西多摩三町村で一部事務組合を作つてやるので、規約を作る事になる。規約案で第一條の名称は狭山火井場と云ふことにした。第四條の事務所的位置は先日各町村関係者協議の結果瑞穂町役場と云まつた。組合会の議員数は十五名で各町村五名宛である。第六條の選挙については指名推せんによつてもよいと云うことである。第十三條に於ける組合の会費について、使用料、其他の収入で尚不足の出た場合は人口割六割、均等割四割の割合で人口割は各町村の人口数に依りて分担することにする。

一 第八番(高橋三郎) 第十三條の均等割四割、人口割六割は設置費にも適用するか。私の考へでは人口が多い方が収益を挙げさせる率が多いため、分担額は少くともよいと思ふ。

一町長 設置費の場合も四割大割の取上を適用する

一第八番(高橋三郎) 議員数が同じなのに全費、又多いのばどうかと思う

一町長 西多摩村にも一部そうした意見があったが原案に決意した

一第十番(貫井伊作) 私も高橋議員の案に賛成する。当町で発起して後に瑞穂と雪摩が加入を申し込んだのであり設置について四割大割は考えられない  
又全費はどのくらいになるのか

一町長 私の構想では色々救済するのには五〇万圓位かゝると思う

一第八番(高橋三郎) 現在町政の困難を折かう当町の負担額の多いのばどうか  
と思う

一第三十番(村野忠平) これは黒字勘定となるのか赤字勘定となるのか

一町長 当分の間赤字と思う。現在はオホウ焼が生活出来る程度の収益である

一第八番(高橋三郎) 構造物については折半して受持つべきである

一第三十番(村野忠平) 福生と瑞穂は非常に便利だと思ふ

一第八番(高橋三郎) 私の考では十三万圓で買えたので加入を申し込んで来た  
ので高かったら申込んでみたかったと思う

一第十二番(村尾禮吉) 今後隣接町村と友好関係を保つ上からも又議員もお骨折の  
こと、思ふからこれで承認したらどうか

一第十番(貫井伊作) 五〇万圓の便途は

一町長 練瓦の積置へ屋根待合室の修理等である。瑞穂町としては現在の六井場  
へ行く道路を拡張した意向のようである

一第四番(井上頼太郎) 組合町村以外の者が使用する場合はいくらくにするか

一町長 組合町村の場合を十円とする。その他の者は一五〇〇〇一三〇〇〇円位の割合とする  
幾分か高くなると思う

一第六番(設楽美知) 一期の工事は平等割とすることをしこの規約はその後の

運賃のことなので原案が可決してはどうか

一第五番(田村福一) 組合会の委員にその意向を汲み上げて折衝することにし  
これにこれとて決定したかどうか

一議長(田村利一) 唯今の設楽議員の提案につき会議に諮り全会一致原案  
通り決定する旨を告げる

一日程第四 建物買収について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 これは昨年中の教員住宅として購入したのであるが議決がなかつたので  
上程した 買収価額は十三万五千圓だが事務の手続上七万圓を買入れ  
価額とし六万五千圓を修理費として支拂けた

一議長(田村利一) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致異議なく

原案が可決する

會議録署名議員選挙

一議長(田村利一) 署名議員の選挙は指名推せんにより議長が指名する  
と日會議に諮り全会一致決定する

一議長(田村利一) 左の者を指名し一名毎に會議に諮り異議なく決定する

高橋彦一 田村政一 井上頼太郎

一議長(田村利一) 會議を閉する旨を告げる

一議長(田村利一) 福生町議會を閉会する旨を告げる

終了 午前一時三十分

右會議の顛末を記載しその相違ないことを証するためとに署名する

昭和二十七年二月二十五日

福生町議會議長

福生町議會議員

今

田村政一  
井上頼太郎  
高橋彦市



全議録  
福生町議會議員  
調査

以上署名及び契印願  
転下

三月二十日

福生町議會

|       |          |       |      |
|-------|----------|-------|------|
| 10    | 11       | 12    | 13   |
| ✓     | ✓        | ✓     | ✓    |
| 船木甚平  | 村尾種吉     | 野島毎   | 賀斗伊作 |
| 26    | 27       | 28    | 29   |
| ✓     | ✓        | ✓     | ✓    |
| 高橋彦市  | 田村利一     | 西村節   | 村尾四郎 |
| 村野喜平  | 村野盛一     | 鮎沢美代子 | 武田誠重 |
| 田村幾太郎 | 梅泰輔      | 橋本雄一  | 森田幸藏 |
| 並木竹松  | 7月(定)臨時會 |       |      |

福生町議會議員

甲 政 一  
 賴太郎  
 高橋市

氏名  
 住所

|      |      |     |      |       |      |       |      |       |       |      |      |
|------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 12   | 11   | 10  | 9    | 8     | 7    | 6     | 5    | 4     | 3     | 2    | 1    |
| ✓    | ✓    | ✓   | ✓    | ✓     | ✓    | ✓     | ✓    | ✓     | ✓     | ✓    | ✓    |
| 船木甚平 | 村尾種吉 | 野島毎 | 賀斗伊作 | 中野七五郎 | 高橋三郎 | 瀨古清藏  | 設樂美知 | 田村福一  | 村上頼太郎 | 森田喜一 | 石川武雄 |
| 26   | 25   | 24  | 23   | 22    | 21   | 20    | 19   | 18    | 17    | 16   | 15   |
| ✓    | ✓    | ✓   | ✓    | ✓     | ✓    | ✓     | ✓    | ✓     | ✓     | ✓    | ✓    |
| 高橋彦市 | 田村利一 | 西村節 | 村尾四郎 | 村野盛一  | 村野喜平 | 鮎沢美代子 | 田誠重  | 田村幾太郎 | 梅泰輔   | 橋本雄一 | 森田幸藏 |

福生町議會議員名簿 (昭和27年3月17日(定) 昭務会)

福生町議会議録

昭和二十七年三月十七日 福生町議会議を福生町役場に招集した

一出席議員は左の通りである

田村政一 石川武雄 井上頼太郎

田村福一 設樂美知 瀬古清房

高橋三郎 貫井伊作 村尾種吉

船木甚平 森田幸房 橋本雄一

井梅泰輔 森田誠重 鮎沢美代子

村野瓦平 村野盛一 村尾四郎

西村 節 田村利一 高橋彦市

一議長(田村利一)三月十七日午前八時三十分開会を宣言する

一地方自治法第百三十一條の規定により、今議事件説明の爲出席を求めた者は左の通りである

町長 加藤市房

助役 秋山謙一

總務課長 大野忠一

稅務課長 橋本孝男

民生課長 廣井長次

一本会の書記は左の通りである。

書記 高水 求

上野重勝

一議長(田村利一) 三月十七日午前九時三十分開議を告げる。

一議長(田村利一) 本会の会期を三月二十七日迄とする日を告げる。

一議長(田村利一) 本日の議事日程を報告する。

一日程第一 (議案第六號) 歲計現金及び蓄積金預入金融機關について

一日程第二 (議案第七號) 昭和三十七年度福生町歳入歳出予算流用について

一日程第三 (議案第八號) 寄附受領に関する件

一日程第四 (議案第九號) 一時借入金の件

一日程第五 (議案第十號) 一時借入金の件

一日程第六 (議案第十一號) 昭和三十七年度福生町国民健康保健歳入歳出予算流

用の件

日程十七 (議案十二號) 昭和三十七年度福生町健康保険歳計現金並びに蓄積金預入

金融機關について

日程第八 (議案十三號) 一時借入金について

日程十九 (議案十四號) 昭和三十七年度福生町益質屋歳入歳出予算流用について

日程二十 (議案十五號) 昭和三十七年度福生町益質屋歳計現金預入金融機關について

日程二十一 (議案十六號) 福生町常任委員会條例の一部改正の件

日程二十二 (議案十七號) 指定寄附受領に関する件

日程二十三 (議案十八號) 昭和三十七年度福生町歳入歳出予算

日程二十四 (議案十九號) 昭和三十七年度福生町益質屋追加更正予算

日程二十五 (議案二十號) 昭和三十七年度福生町益質屋歳入歳出予算

日程二十六 (議案二十一號) 福生町汚物清掃事業手数料條例改定の件

日程二十七 (議案二十二號) 特別会計設置について

日程方十八(議案方三編) 昭和三十七年度福生町汚物清掃事業歳入歳出予算

日程方十九(議案方四編) 福生町賦課率改定條例の一部改正について

日程方二十(議案方五編) 福生町消防団條例の一部改正について

日程方二十一(議案方六編) 福生町消防委員会條例の一部改正について

日程方二十二(議案方七編) 昭和三十七年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

日程方二十三(議案方八編) 昭和三十七年度福生町国民健康保険歳入歳出予算

日程方二十四(議案方九編) 昭和三十七年度福生町汚物清掃事業歳入歳出予算

日程方二十五(議案方十編) 昭和三十七年度福生町汚物清掃事業歳計現金並蓄積金

預入金融機関について

一日程方一歳計現金並蓄積金預入金融機関について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 議案説明 十代田銀行を新しく加えたのは電気ガス税を十代田銀行に振込ん

馬のあゝ

一第主番(森田幸彦) 十代田銀行の電気ガス税のみならず他の金融機関と同様に扱って頂きたい

一議長(田村利一) 本件につき更議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定す

る旨を告げる

一日程方二 昭和三十七年度福生町歳入歳出予算流用について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長 予算の編成については備前のよう力めるか色々の事情で備前の必要が生じてくる

一議長(田村利一) 本件につき更議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を

告げる

一日程方三 寄附受領に関する件

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる

一町長 従来は五千円の範囲内であったが物価高の爲一万円とした

一、町長報告する旨、合へる

旨を告ぐる

一目程分四  
一時借入金の件

一議長(田村利二)本件之議題より旨を告ぐる

書  
記  
朗  
讀

一、町長 先程決議のあった四店舗を指定して借入を致した。

予算額の三分の一に相当する程の額の借入が必要か

一町長  
現在五、六百万円の借入れがあり年度の初に於ては収入が伴はず、うて必要となつてくる

一、第三番（村野盛一）無担保のこと、思ふが、利義はいくら位か

一町長  
担保の必要はない  
利息は銀行より二銭六厘  
農協信用金庫は多少上廻つてゐる

一第七番（瀨古清菰）  
どの位ヨタハのか

一町長  
ヨクハ三錢五丁位である

一第十七番(井梅泉輔) 一千円の借入は町税堂収まらば不足を生じた場合か

一町長  
昨年のように天気の事がある場合は、どうとは限らない

一、十三番（村尾種吉）  
借入の必要が生じた場合は、議決後でも委員会に諮議するか。

一町長 現在はやつてゐない

（第三番）（西村節）汚取の多い折柄、村尾議員の提案に賛成し、委員会に討議するにと、した

二五番(森田章子)從來に議會承諾を得たと思う

一町長 一度に多額の借入れをするときは、今迄も承諾を得てゐた一千万円と云うのは、その範囲内だと云う

ことで、普通は百と二百の位を短期間借入てゐる。

一、三、四番（西村 郎）  
町税で賄うのが原則であるが、今迄も承認得てゐるうへに、但借入るにあり

歳計金が増しそれにより  
滞納処分が鈍るようである

議長（田村利一） 一時的切廻しとして借入るのはよいが多額の場合は本議会の承認を得ること

にして決意する旨を會議に諮り全會一致可決する旨を造げる

日程 六 昭和二十七年福生町の民健康保険歳入歳出予算流用について

一議長(田村利一) 議事進行と本件を先に上程する旨を告げしる。

一町長 議案説明

一議長(田村利一) 本件につき、要議の有無を会議に諮り、全会一致原案を決定する旨を告げしる。

日程 五 一時借入金に伴う

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げしる。

一町長 要保の止歳入のすれにより不足を生じた場合百万円を限度として借入れを致したい。

一サニ番(西村節) 従来の借りにあるか。

一町長 五百万円借りてゐる。

一サニ番(橋本雄二) 医師は何ヶ月目頃支拂うか。

一町長 前月分が三月五日に審査会より通知された歳収は四月中旬で支拂は月末になる。

一サニ番(西村節) 社会保険ではどうも歳収を滞っているか、要保ではあるまいか。

一町長 どうか、西郡全体の考として、健康保険は現金不足ともかかると云ふこと、善良な医

師のみでないので、莫数をいふことがある、それで郡全体としては各人から歳収している。

一サニ番(森田幸彦) 医師より健保の入金が遅いとの声がある、借入れにしても早く支拂せよと

載きたい。

一町長 その線に沿つて努力する。

一サニ番(田村政一) 半分を窓口で歳収したいらどうか。

一町長 善良な医師が、莫数をいふかした時、審査会が、莫数を減らされた場合に同題がある。

一サニ番(西村節) 要保を最も長く運営するには医師の協力がなければならぬ、医師を親頼しないといふは、医師に不許意な診療をさせる結果となる。

一議長(田村利一) 本件につき、要議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げしる。

日程 第七 福生町の民健康保険歳計現金並蓄積金預入金融機関について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げしる。